

失業保險法即時制定要求に關する件

關東革技工組合提出

主 文

本大會は資本家及政府全額負擔による失業保險の即時制定を要求してその實施のために戦ふものである。

理 由

今日の資本家は産業合理化だとか不甚氣だとか云つて勝手に首を切る。官憲は却つて労働者の首切反對運動を弾壓する。我々には全く働きたくとも職がなく食ひたくともパンがないのだ。その責任は資本家と政府にあるのだ、我々に職を與へよ！ さなくば資本家と政府が國庫の負擔によつて、次の就職までの間の失業者に最低一圓五十銭の日給をたせ！ 失業者と家族の生活を保證せよ！ 之は正當な要求だ。

實行方法

- 一、本大會は特別委員を任命し、失反闘争、産業合理化反對闘争、労働立法獲得闘争と結びつけて闘争方針を確立し中央委員會に於て之を確定すること。
- 二、演説會、失業者大會、示威運動等に依り大衆を動員し本法獲得の意義を徹底せしむること。
- 三、友誼團體無産政黨と協力して全國的運動とすること。
- 四、具體的方法は中央委員會一任。

自主的労働組合法獲得に關する件

全國労働本部提出

主 文

本大會は、労働者の團結、罷業行動、及び政治運動の絶対自由を法認する労働組合法の獲得を期す。

理 由

一、我等の所謂自主的労働組合法とは、労働者の階級的立場に立脚して立案せられたものである。それは、資本家及びその政府が企てゝゐる如き、欺瞞的彈壓的組合法案に對して徹底的に對立するものである。従つて、この自主的組合法獲得闘争は、この法の内容に於ても、またその獲得闘争の方法に於ても、終始一貫、労働階級の現實の日常利害を擁護伸張し、労働組合の組織の擴大強化を促し更に、労働階級を解放へと導くものでなければならぬ。

- 二、かゝる自主的労働組合法は、簡明直截に、左記の要項を具備することを必要とする。
 - 1、組合の目的並に範圍に制限を附せないこと。
 - 2、組合の自主的活動並に組織に制限を附せないこと。
 - 3、組合の聯合體を認めること。
 - 4、組合が法人となると否とは自由とすること。
 - 5、罷業權團體協約權を完全に認めること。
 - 6、組合加入の自由を保證するは勿論のこと、更に、組合加入の妨害に對しては嚴罰を課すること。